

松阪市民病院
修学資金貸与制度のご案内
(看護師)

松阪市民病院

〒515-8544

三重県松阪市殿町1550番地

松阪市民病院 経営管理課

電話 0598-23-1515 (代表)

FAX 0598-21-8751

《修学資金貸与制度の大まかな流れ》

修学資金貸与制度申請

貸与審査に必要な書類を揃えて申請（必要書類については次頁参照）



修学資金貸与審査面接

審査面接日については、個別に連絡します。（原則、平日昼間）
※履歴書等に平日昼間に連絡のとれる「連絡先」をご記入ください。



貸与決定（不承認）

貸与決定（不承認）通知を送付



貸与開始

毎月60,000円を振込依頼口座（本人名義）へ振り込み



採用試験受験

看護学校等最終学年（卒業年）の夏頃に松阪市民病院採用試験を実施予定。受験してください。



採用試験合格

「内定通知」を送付



採用試験不合格

「不合格通知」を送付 ⇒ 修学資金返還手続



看護師国家試験受験（看護師免許取得）



職員として4月1日付採用

「返還債務免除」の期間開始（その間は返還債務猶予）

※ 貸与を受けた期間、勤務すれば、返還債務免除となる。（貸与を受けた期間が2年未満の場合の最低勤務期間は2年間とする。）

松阪市民病院医師等修学資金貸与制度(看護師)の概要

1. 募集人員 若干名

2. 貸与手続き対象者(貸与申請ができる方)

次の(1)(2)(3)すべての条件を満たす方が対象です。

- (1) 看護師を養成する大学や専門学校等の養成施設(※1、以下「看護学校等」という。)に在学している方、又は入学する方
- (2) 看護学校等を卒業後、看護師として当院に勤務する意思のある方
- (3) 他に同種の修学資金の貸与又は給付を受けていない方(※2)

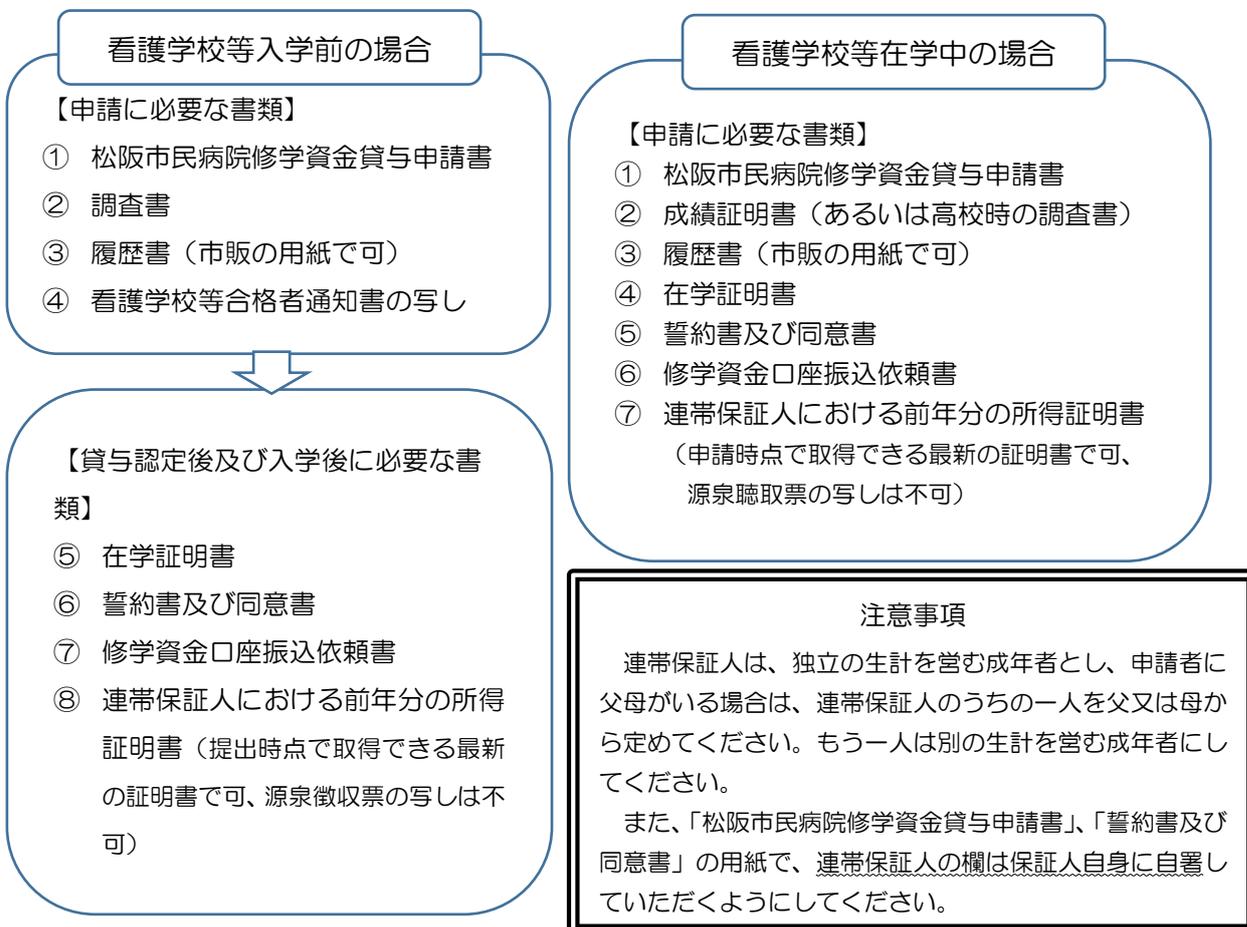
※1 保健師助産師看護師法の規定に基づき文部科学大臣又は厚生労働大臣が指定した学校又は看護師養成施設

※2 病院奨学金のように特定の病院等へ勤務することを目的とした他の修学資金との併用はできません

3. 貸与金額 月額 60,000円

4. 応募に必要な書類等

松阪市民病院経営管理課総務係まで、下記の必要書類を提出してください。



5. 貸与期間 原則、貸与決定の月(市長が必要と認めた場合は、第1年次4月から)から看護学校等の正規の修学期間が終了するまで。
(正規の修学期間に限る)
6. 貸与方法 指定された口座(本人名義)に振り込みます。【毎月21日に振り込み予定】
7. 貸与申請 「4. 応募に必要な書類等」を揃え、松阪市民病院経営管理課総務係へ提出してください。その後、貸与審査面接の日程を調整します。(面接日については、個別に連絡します。)
※履歴書等に平日昼間に連絡のとれる「連絡先」をご記入ください。
8. 貸与の決定 貸与審査面接を行い、修学資金貸与の可否を決定し、申請された方に「貸与(不承認)決定通知書」を送付します。
9. 返還の免除 修学資金の貸与を受けた方が、看護学校等を卒業したあと2年以内に看護師の免許を取得し、かつ、看護師の免許を取得した後直ちに市民病院の看護師として勤務し、勤務期間が修学資金貸与を受けた期間(貸与期間が2年未満の場合は、2年間とする)に達したとき。
10. 返還 修学資金の貸与を受けた方が、次のいずれかに該当するときは、修学資金を返還しなければいけません。
○条例第7条の規定により、修学資金の貸与の決定を取り消されたとき
○条例第9条の規定による返還債務の猶予を受けることができなくなったとき
○看護学校等を卒業した後、業務に起因しない事由により死亡したとき又は業務に起因しない心身の故障により看護師の業務に従事できなくなったとき
11. 返還の猶予 次の場合は、返還が一定期間猶予されます。
○看護師免許取得後、市民病院で勤務しているとき
○看護学校等を卒業後、看護師免許を取得できなかった場合、卒業した日の属する月の翌月から起算して2年を経過するまでの期間の範囲内で、免許を取得するまでの期間
12. 返還利息・延滞利息 修学資金は、無利息です。
ただし、正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年16.4%の延滞利息を支払わなければいけません。

在学中の手続き

【手続きの時期】 主な事由	必要な書類等
【毎年4月15日まで】 学業成績証明書の提出	看護学校等から発行される前学年度末における学業成績証明書
【その都度】 (1) 住所や氏名に変更があったとき (2) 休学や停学となったとき又は復学したとき (3) 退学したとき	(1) 「松阪市民病院修学資金に係る氏名(住所)変更届」(様式第16号) 添付書類: 住民票、又は戸籍抄本等 (住民登録を変更していなくても居所が変更になった場合は、添付書類なしで変更届を提出してください) (2) 「松阪市民病院修学資金に係る履修状況変更届」(様式第15号) 添付書類: 看護学校等からの通知等 (3) 「松阪市民病院修学資金に係る履修状況変更届」(様式第15号) 添付書類: 看護学校等からの通知等 【注意】 * 休学・停学した場合、貸与が停止されます。 * 退学した場合、貸与取消となりますので、修学資金返還の手続きにうつります。
【修学資金貸与を辞退するとき】 修学資金貸与を辞退するとき	「松阪市民病院修学資金辞退届」(様式第5号) * 提出後、修学資金返還の手続きにうつります。

卒業後、採用後の手続き

【手続きの時期】 主な事由	必要な書類等
卒業したとき	「松阪市民病院修学資金に係る修了届」(様式第18号) 添付書類: 卒業証明書
貸与期間が満了したとき	「松阪市民病院修学資金借用総額確認書」(様式第8号)
看護師免許を取得したとき	「松阪市民病院修学資金に係る免許取得届」(様式第19号) 添付書類: 免許証の写し
【松阪市民病院就職 1 月以内】 松阪市民病院に就職したとき	「松阪市民病院修学資金返還猶予申請書」 添付書類: 免許証の写し(登録済証明書の写しでも可)
【事実が生じた日の翌日から起算して1月以内】 貸与を受けた期間、看護師として従事したとき(最低 2 年間)	「松阪市民病院返還免除申請書」(様式第 11 号)

その他の手続き

【手続きの時期】 主な事由	必要な書類等
連帯保証人の住所・氏名等に変更があったとき、また、連帯保証人が死亡、破産したとき	「松阪市民病院修学資金に係る連帯保証人異動届」 添付書類：住民票、又は戸籍抄本、除籍抄本等
連帯保証人を変更したとき	「松阪市民病院修学資金に係る連帯保証人変更届」 (様式第 21 号)
【被貸与者が死亡したら直ちに】 被貸与者が死亡したとき	「松阪市民病院修学資金に係る死亡届」(様式第 22 号) 添付書類：除籍抄本 ※連帯保証人が提出

◇◇◇ 修学資金貸与に関するQ&A ◇◇◇

【Q1】 修学資金を貸与したいのですが、いつでも申請を受け付けてくれますか？

【A1】 卒業年度の修学資金貸与者数が定員に達していなければ、随時受け付けています。

【Q2】 修学資金貸与の認定を受ければ、採用が決定しますか？

【A2】 修学資金貸与認定と職員採用試験は別です。認定を受けていても、採用試験を受験し、合格しないと採用にはなりません。

【Q3】 松阪市民病院に就職しなかった場合は、どうなりますか？

【A3】 看護師等養成施設を卒業後、当院に就職し、看護師として勤務する意思のあることを前提に貸与しているため、就職しなかった場合は、貸与額の全額を返還していただきます。

【Q4】 連帯保証人に、例えば年金暮らしの祖父、祖母がなることは可能ですか？

【A4】 もう一人の連帯保証人と別居しており、それぞれ別の生計を営み、貸与総額を返還する際に、返還できる資力を有していれば可能です。

【Q5】 どのくらい勤務をしたら返還免除になりますか？

【A5】 看護学校等を卒業後、当院において修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（ただし、貸与を受けた期間が2年未満の場合は、2年間とする）、看護師として従事すると返還免除となります。ただし、勤務期間から控除する（勤務期間に含めない）下記の理由が生じた場合には、速やかに返還猶予の再申請を行ってください。

《勤務期間から控除する（勤務期間に含めないもの》

1. 休職(業務に起因する休職を除く)
2. 停職
3. 育児休業
4. 自己啓発休業
5. 配偶者同行休業
6. 介護休暇
7. 産前産後休暇

《勤務時間数をフルタイム勤務時間数に換算して勤務期間とするもの》

育児短時間勤務職員については、勤務期間にそれぞれの勤務時間・勤務日数に応じた下記の換算比率を乗じたものを勤務時間とします。

1. 1日3時間55分勤務 及び 週2日7時間45分週1日3時間55分勤務の換算比率 1/2

2. 1日4時間55分勤務 及び 週3日勤務の換算比率 3/5

$$\text{返還免除額} = \{(\text{勤務期間} \times \text{換算比率}) / \text{貸与を受けた期間}\} \times \text{貸与総額}$$